

## 農業

### 新しい農業者年金に 加入しましょう

少子・高齢化に対応した農業者のための年金制度が新たにスタートしました。

**1 農業者年金の6つのメリット**  
運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、安定した年金の財政運営ができます。

**2** 国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方はだけでも加入できます。

**3** 保険料は月額2万円から最高6万7千円まで千円単位でご自身のライフプランに合わせて自由に選択できます。

**4** 年金は終身受給できますが、仮に加入者・受給者が80歳になる前に亡くなった場合には、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

**5** 保険料は、全額（年額最

高80万4千円）社会保険料控除（所得控除）の対象になります。

**6** 認定農業者等一定の要件を備えた方に対し保険料の手厚い国庫助成（政策支援）があります。

加入の申込みやご相談については農業委員会、最寄りのJAへお問い合わせください。

### 遊休農地を なくしましょう！

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定等促進事業」で農地の有効利用を図り、遊休農地をなくしましょう。

「**利用権設定等促進事業**」とは、農用地の貸し借りをを行う場合、町が農家の申出により、利用権の設定計画などをまとめて「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農用地の貸し借りを

行うことのできる事業です。この事業は、約束の期間が終了すると、貸した農地を確実に返してもらえます。また、貸し手は離作料を支払う必要はありません。

「農用地利用集積計画」の申出は「農用地利用集積計画申出書」と「農用地利用集積計画書」に必要事項を記入し、署名捺印後、農業委員会事務局へ提出してください。

※用紙が必要な方は、農業委員会事務局にお申し出ください。

なお、従来からこの事業をご利用されている方は、期間満了前に通知します。

**受付期間**  
4月1日（金）～20日（水）  
執務時間中  
お問い合わせ  
農業委員会事務局

☎985-4131

## マルチ商法に ご注意ください！

### ◆マルチ商法とは

商品を買わせて販売組織に加入させ、さらにその加入者が友人や知人を勧誘することによって次々と会員を増やし、組織を拡大する商法です。「商品を売ればマージンが入る。」などと勧誘されるが、実際には商品は思うように売れずに大量の在庫を抱え、多額の負担を負わされることが多い。

### ◆主な商品

化粧品、健康食品、浄水器、FAX、パソコンなど

### ◆予防と対策

- ・「儲かる」などといううまい話は信用しない。加入すれば、被害にあうだけでなく自分も加害者になり、友人関係を壊すことにもなります。
- ・契約から20日以内ならクーリング・オフができます。20日を過ぎても、中途解約や退会ができ、入会して1年未満の退会の場合は、引渡しを受けてから90日未満の未使用の商品であれば、返品し適正な額の返金が受けられます。
- ・ウソの説明などで契約をしてしまった場合は、契約を取り消せます。

### 【消費生活に関する相談窓口】

役場産業課商工水産係 ☎985-4120

松山地方局県民生活課 ☎946-3700

## 愛媛県A・T・D研究会 平成17年度第1回定期研究会

- 日時** 4月17日（日）9：00～16：00  
**会場** 松前町総合福祉センター 集会室  
**内容** 高齢者領域の音楽療法  
（講演とワークショップ）  
**講師** 古賀幹敏先生（活水女子大学助教授）  
**参加費** 一般3,000円/学生1,000円  
※年会費（一般5,000円/学生3,000円）を支払われた方は要りません  
**後援** 愛媛県社会福祉協議会、松前町、松前町社会福祉協議会、松山市、松山市社会福祉協議会、愛媛新聞社、愛媛CATV

### 申込み・問い合わせ

愛媛県A・T・D研究会事務局

アーツセラピー総合企画研究所

（〒791-3161 伊予郡松前町神崎586 黒田病院内）

☎・FAX 985-1341

E-mail ATsouken@star.quolia.com